

概 要 版

登別市環境基本計画

第 3 期（2022▶2031）

令和 4 年 3 月

登 別 市

1 計画策定の背景

本市においては、平成12（2000）年に制定した「登別市環境基本条例」に基づき、平成14（2002）年に「登別市環境基本計画」、平成24（2012）年に「第2期登別市環境基本計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、各種の環境保全の取組を進めてきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境に関する取組に一定の進展はみられたものの、この間、環境に関わる新たな法の施行など、私たちを取り巻く情勢は大きく変化しました。

世界では、平成27（2015）年に持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が国連総会で採択されたことや、同年には2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、世界的に環境問題に関する転換点を迎えています。

SDGs

脱炭素

国内では、平成30年（2018）年に「第5次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、また、令和3（2021）年には、北海道においても北海道環境基本計画（第3次計画）が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。

また、令和2（2020）年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（2050年カーボンニュートラル）」ことを目標に掲げました。

このような国内外の様々な情勢の変化や、廃棄物の減量化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化への対応、良好な自然環境や生活環境の保全などの本市の課題に対して、行政・市民・事業者が協働した新たな取組の推進が必要となっていることに加え、令和3（2021）年度に第2期登別市環境基本計画の計画期間が終了することから、この度「第3期登別市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

地球温暖化

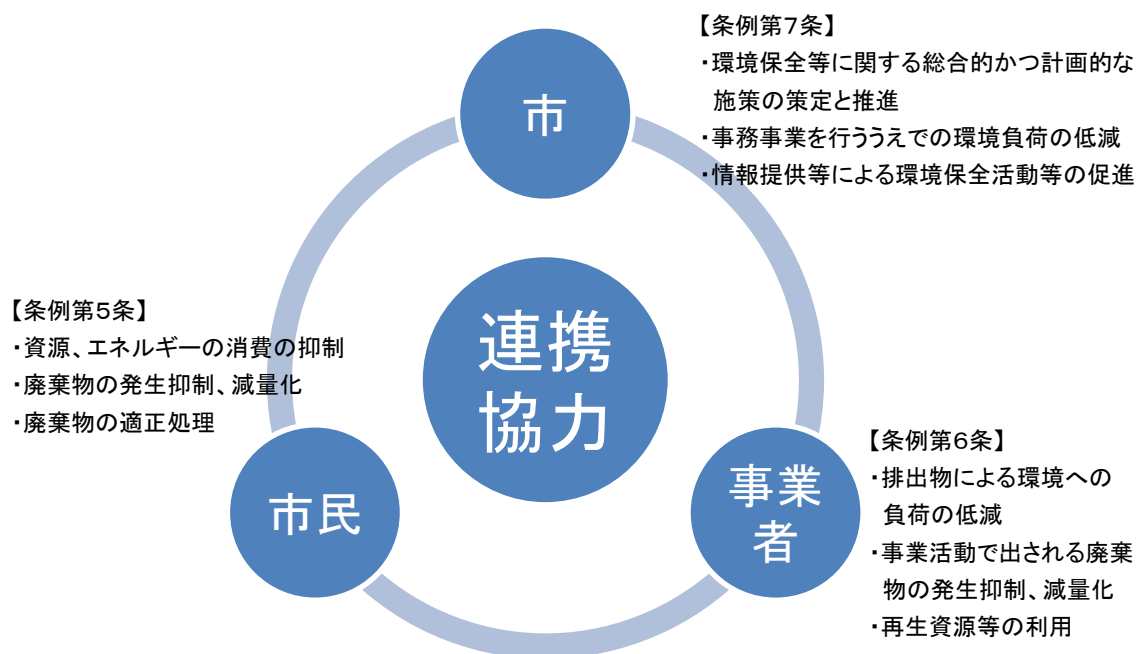
2 第2期計画からの主な見直し点

第2期計画では、8つの推進項目（中期目標）を設定していましたが、近年の社会情勢や環境情勢の変化等を踏まえて、5つの推進項目（中期目標）に再編するとともに内容を見直しました。

また、SDGsのゴール達成へ向け、理念の共有とさらなる取組の推進につなげるため、5つの推進項目（中期目標）とSDGsの17のゴールとの関連性を示しました。

3 市民・事業者・市の役割

環境保全等の取組については、登別市環境基本条例第5条から第7条の規定に基づき、「市民」「事業者」、そして「市」が連携・協力して取り組みます。



4 長期的な目標

環境基本計画の長期的な目標（以下、「長期目標」という。）は、登別市総合計画の基本構想と同様に、21世紀半ばでの達成を想定して設定しています。

- 人と自然とが共生する豊かな環境の実現
- 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
- 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
- 公害のない健康で安全な社会の実現

5 長期目標を達成するための5つの推進項目

市では第2期計画を平成24年に策定し、環境保全等の取組を推進してきました。この間、国内では第5次環境基本計画（2018年）や第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年）の閣議決定、国際的には、パリ協定の採択（2015年）や持続可能な開発目標（SDGs）の採択など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することが必要となってきました。

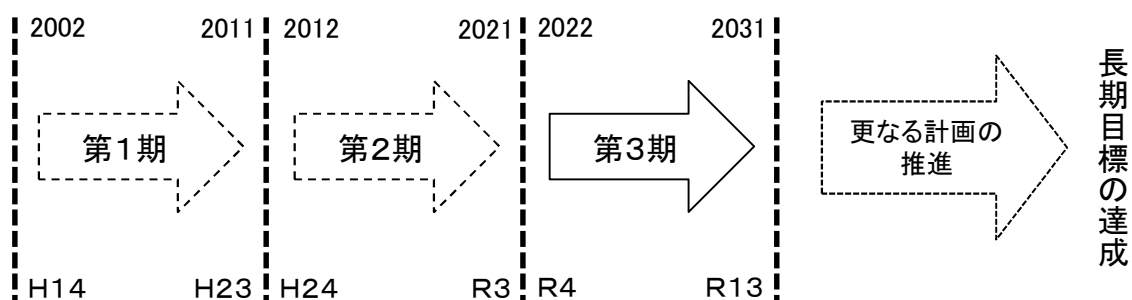
このような社会情勢や環境情勢の変化等を踏まえて、今後の施策の展開方向を示すため、本計画では、第2期計画で定めた推進項目の見直し及び再編を行い、新しい5つの推進項目を中期的な目標として設定しました。

表1 第3期環境基本計画の5つの推進項目

推進項目（中期的な目標）	対象分野
1. 地球環境にやさしいまちづくりの推進	地球温暖化
2. 持続可能な循環型社会の推進	廃棄物
3. 人と自然が共生するまちづくりの推進	自然環境
4. 安全・安心・快適なまちづくりの推進	生活環境
5. 環境教育・環境保全活動の推進	環境学習

6 計画期間

長期目標を達成するため、段階的に中期的な目標とその目標を達成するための具体的な施策を展開します。この中期的な目標の計画期間は10年間とし、第3期は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までとします。ただし、本市を取り巻く社会状況等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。



7 計画の体系とSDGs

SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げた17の世界共通の目標（ゴール）と169の達成基準（ターゲット）から構成されており、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

登別市では、「登別市総合計画」等に基づき、将来にわたって安全で安心に住み続けることができるよう、持続可能なまちづくりを推進しており、総合計画等に掲げる施策や事務事業の多くがSDGsの理念に沿ったものとなっています。

このため、本計画では、環境保全等に係る目標達成へ向けて、SDGsとの関連性を示すことで改めて理念を共有し、さらなる取組の推進につなげていきます。

表2に本計画の体系とSDGsの関連性を示します。



リサイクルの推進



CO₂排出量の少ない エネルギーの利用

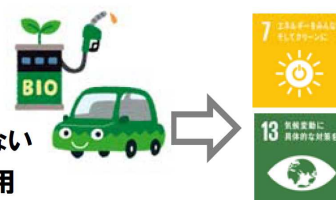


表 2 第 3 期登別市環境基本計画と

長期目標	推進項目
人と自然とが共存する 豊かな環境の実現 心の豊かさが感じられる 生活空間の実現 環境への負荷の少ない 循環型社会の実現 公害のない健康で安全な 社会の実現	1. 地球環境にやさしいまちづくりの推進
	2. 持続可能な循環型社会の推進
	3. 人と自然が共生するまちづくりの推進
	4. 安全・安心・快適なまちづくりの推進
	5. 環境教育・環境保全活動の推進

SDGsの関連性

基本目標	SDGsとの関係 (代表的なもの)
【地球温暖化分野】 1. 1 地球温暖化対策の推進 1. 2 省資源・省エネルギー対策の推進 1. 3 再生可能エネルギーの導入の推進	   
【廃棄物分野】 2. 1 廃棄物の減量 2. 2 循環型社会の形成	   
【自然環境分野】 3. 1 優れた自然の保全 3. 2 森林の保全 3. 3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全 3. 4 自然とのふれあいの場の整備	   
【生活環境分野】 4. 1 きれいで住み良いまちづくりの推進 4. 2 さわやかで静かな環境の確保(騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染) 4. 3 水質環境の保全対策の推進(水質汚濁) 4. 4 温泉資源の保全	   
【環境学習分野】 5. 1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進 5. 2 環境保全等に係る生涯学習の推進	 

8 目標達成へ向けた環境施策の展開

【1】地球環境にやさしいまちづくりの推進（地球温暖化分野）

（1）基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
地球温暖化を防止するため、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量の抑制や省資源・省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。	1.1 地球温暖化対策の推進
	1.2 省資源・省エネルギー対策の推進
	1.3 再生可能エネルギーの導入の推進

（2）施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
1.1 地球温暖化対策の推進	・「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」に基づく取組を推進します。 ・環境家計簿の取組や環境省の「COOL CHOICE」運動の普及啓発など、世代を通じた温室効果ガス排出量抑制の取組を推進します。 ・二酸化炭素の吸収を促進するための緑の保全と育成を図ります。 ・クリーンエネルギーの利用を促進します。 ・次世代自動車や低燃費車の普及を促進します。 ・グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入と普及啓発を推進します。 ・焼却ごみ量の減量化を推進します。
1.2 省資源・省エネルギー対策の推進	・身近な生活における節電の普及など、省資源・省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。 ・公共施設の新築や改修に合わせ、省エネルギー、省CO₂型の施設や設備の導入を促進します。

1.3

再生可能エネルギーの導入の推進

- ・市民や事業者に対して太陽光や水力、温泉熱の利用など再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ・公共施設の新築や改修に合わせ、再生可能エネルギーの導入を促進します。

【2】持続可能な循環型社会の推進（廃棄物分野）

（1）基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
登別の豊かな自然環境を守り、環境への負荷を軽減するため、廃棄物の排出抑制や減量化、ごみの正しい分別、リサイクルの普及啓発などにより、廃棄物の適正処理と持続可能な循環型社会を推進します。	2.1 廃棄物の減量 2.2 循環型社会の形成

（2）施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
2.1 廃棄物の減量	・「登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針」に基づいて、ごみの減量化を推進します。 ・市民、民間団体、事業者、市との連携・協力により、3Rの概念に基づく事業を展開します。 ・特に排出量の多い生ごみ、紙類ごみ、プラスチックごみなどについて、焼却するごみ量の減量化を推進します。 ・広報紙や市公式ウェブサイトのほか、講演会や見学会の開催などにより、市民・事業者のごみ減量化に対する意識向上を図ります。
2.2 循環型社会の形成	・「登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針」に基づいて、リサイクルを推進します。 ・市民、民間団体、事業者、市との連携・協力により、3Rの概念に基づく事業を展開します。 ・各種リサイクル法の趣旨に則り、リサイクル活動を推進します。 ・資源回収を行う団体等に対する支援を行い、リサイクルを推進します。 ・ごみ分別の徹底を図ります。 ・海洋プラスチックごみ問題の周知啓発に努め、河川へのごみのポイ捨て防止や水辺の清掃活動、プラスチック代

替製品の普及を推進します。

- ・ごみ処理施設内見学やリサイクルまつりなど、市民が参加できる機会や場の提供を行い、リサイクル活動への市民の意識醸成を推進します。

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づく、一般廃棄物の適正な処理を図ります。

【3】人と自然が共生するまちづくりの推進（自然環境分野）

（1）基本目標



基本的な考え方	基本目標
登別の豊かな自然を守り育てていくため、森林や湿原など、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全を推進するとともに、市民が豊かな自然と触れ合う機会を設けるなど、人と自然が共生するまちづくりを推進します。	3.1 優れた自然の保全
	3.2 森林の保全
	3.3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全
	3.4 自然とのふれあいの場の整備

（2）施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
3.1 優れた自然の保全	・鳥獣保護区をはじめとした自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。 ・原生林等の貴重な森林や学術的に価値の高い湿原等の適正な保護を図ります。 ・保全を図る必要のある民有地について、自然公園化や保全活動を推進します。 ・「登別市景観とみどりの条例」に基づき、市民、事業者及び市が協働して、良好な景観と豊かなみどりの保全に努めます。
3.2 森林の保全	・「登別しみどりの基本計画」に基づき、山辺のみどりの適正な保全に努めます。 ・「登別市森林整備計画」に基づき、森林の適正な保全に努めます。 ・民有林は、その所有者が行う造林事業への活動支援を通じて森林の保全を図ります。

	・森林保護団体への活動支援などを通じて、森林保全意識等の普及啓発を図ります。 ・無秩序な森林伐採を防止するため、北海道等と連携した取り組みを進めます。
3.3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全	・鳥獣保護区などの自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。 ・貴重な在来種が生息しているキウシト湿原など、多様な生物の生息地である自然環境を関係団体と協力し、適正な保全を図ります。 ・川辺の連続したみどりの形成など、豊かな自然生態系を育むみどりの回廊づくりを推進します。 ・市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データの収集や市民への情報発信を図り、その利活用を促進します。 ・関係団体等と協力し、希少な野生生物の保護の推進に努めます。 ・在来植生に影響を及ぼす帰化植物対策の推進を図ります。
3.4 自然とのふれあいの場の確保	・関係団体等と協力し、ネイチャーセンターやキウシト湿原、登別原始林などにおける豊かな自然を生かした公園や自然体験活動の場の整備など、自然とふれあうことのできる環境づくりを推進します。 ・「登別市みどりの基本計画」に基づき、山から海までつながるみどりあるまちを目指します。 ・親水性の高い河川など自然と触れ合える水辺の保全を図ります。 ・公園や緑地、街路樹などの都市生活にやすらぎやうるおいを与えるみどりの保全に努めます。

【4】安全・安心・快適なまちづくりの推進（生活環境分野）

（1）基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁などの公害の監視・指導に努め、安全・安心な生活環境を維持するとともに、ポイ捨てや不法投棄防止、ペットの適正飼育の啓発強化を図るなど、きれいで住み良いまちづくりを推進します。	4. 1 きれいで住み良いまちづくりの推進
	4. 2 さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）
	4. 3 水質環境の保全対策の推進（水質汚濁）
	4. 4 温泉資源の保全

（2）施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
4. 1 きれいで住み良いまちづくりの推進	・「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」に基づき、自然及び生活環境の保全に努めます。 ・関係法令や「北海道動物愛護管理推進計画」に基づき、ペットの適正な飼育・管理の徹底の啓発を図ります。 ・市や市民、町内会等の協働による道路や公園等の公共用地の清掃、美化の推進を図ります。 ・海洋プラスチックごみ問題の周知啓発に努め、河川へのごみのポイ捨て防止や水辺の清掃活動、プラスチック代替製品の普及を推進します。
4. 2 さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）	・騒音、振動、悪臭、土壌汚染等の発生源に対する適切な指導と啓発の推進を図ります。 ・法令等に基づく届出等の徹底を図り、法令等の基準が遵守されるよう、工場や事業場等の監視・指導に取り組みます。

	・ダイオキシン類による大気や土壌の汚染防止を図るため引き続き、計測、監視に取り組みます。 ・低公害車の導入やアイドリングストップ等の自動車排気ガス抑制対策の推進を図ります。 ・放射性物質による環境汚染が懸念される場合については、国や北海道などと連携して対策を進めるとともに、必要に応じモニタリングを行うなど、市民に対して迅速に情報提供を行います。 ・新たな環境汚染問題が発生、発見された場合、その問題の原因や影響について調査を行い対策を図ります。
4.3 水質環境の保全対策の推進 （水質汚濁）	・河川、湖沼、海岸等の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境の保全を図ります。 ・下水道、合併処理浄化槽の整備、普及の推進を図ります。 ・し尿投入施設の適正な維持管理と計画的な施設更新に努めます。 ・農業、畜産排水や工場、事業場等からの排水による汚濁対策の推進を図ります。 ・おいしく安全な水道水を安定的に供給するための水源保全対策を推進します。
4.4 温泉資源の保全	・地下水を涵養する温泉周辺の森林の保全を図ります。 ・温泉周辺の工事等においては、地下水脈への影響に配慮します。

【5】環境教育・環境保全活動の推進（環境学習分野）

（1）基本目標



基本的な考え方	基本目標
市民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、高い環境意識を持つとともに、すべての主体が主体的に環境に配慮した生活を実践できるよう環境教育・学習の推進を図ります。	5.1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進
	5.2 環境保全等に係る生涯学習の推進

（2）施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
5.1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進	・子ども達の環境に対する意識を育むため、地域や学校等における環境教育の推進に努めます。 ・ネイチャーセンター周辺やキウシト湿原などの自然を活用した環境教育の推進に努めます。 ・幼少期から気候変動や脱炭素社会、リサイクルなどの環境に関する意識啓発を図るため、「登別市環境保全市民会議」などと連携し、子ども環境家計簿等の環境教育を推進します。 ・環境教育を進めるための情報の収集や提供、自然環境学習指導者の育成に努めます。
5.2 環境保全等に係る生涯学習の推進	・子どもから大人まで各年齢層に応じた環境教育、学習の推進に努めます。 ・親子で参加できる環境イベントや環境講演会、自然体験活動などの環境保全活動の場や機会を確保します。 ・市や環境保全団体及び団体間の情報交換や交流を促進します。